

[事案 21-99] 手術給付金請求

・平成 22 年 12 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

1 回目は「悪性新生物根治手術」として給付倍率 40 倍の手術給付金が支払われたのに、2 回目の悪性腫瘍広範囲切除術については 20 倍の給付金しか支払われないことを不服として申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

左臀部脂肪肉腫に罹患し、平成 18 年に腫瘍摘出術を受け、給付倍率 40 倍の「悪性新生物根治手術」の手術給付金を受け取っていたが、その後、臀部腫瘍が再発し、別の病院で平成 21 年に悪性腫瘍広範囲切除術を受けた。そこで、手術給付金を請求したところ、相手方会社は、2 回目の手術は「その他の悪性新生物手術」にあたりと主張し、給付倍率 20 倍の手術給付金しか支払わない。

2 回目の悪性腫瘍広範囲切除術は、1 回目の手術と同じ病名・手術であり、以下の理由から、今回についても 1 回目と同様に「悪性新生物根治手術」として、給付倍率 40 倍の手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 申立契約（医療特約）の約款には、「悪性新生物根治手術は、転移・再発の場合は、適用されない。」との記載がない。
- (2) 相手方会社の担当者から、同一倍率の手術給付金が支払われると説明された。
- (3) 以前(平成 18 年)にも、今回と同じ病名・手術で「悪性新生物根治手術」として給付倍率 40 倍の手術給付金の支払いを受けている。

<保険会社の主張>

再発した脂肪肉腫に対する手術である今回の手術は、以下の理由から、申立人の主張する「悪性新生物根治手術」として給付倍率 40 倍の手術給付金を支払うことはできない。

- (1) 「根治手術」とは、癌を完全に治癒せしめるため、悪性新生物の原発病巣を取り除くことを目的に行われるものであり、約款上の「悪性新生物根治手術」には、再発・転移病巣に対する手術は該当しない。
- (2) 再発・転移病巣への手術は、その癌が繰り返し発症していることから、癌を完全に治癒せしめる「根治手術」にはあたらない。
- (3) 現在の約款に「悪性新生物根治手術」に関して、再発・転移病巣に対する手術は該当しないとの記載があるのは、約款内容を変更したのではなく、従来約款をより分かりやすく表現したに過ぎない。
- (4) 当社担当者が誤った説明をしたとしても、約款規定が変更されるものではなく、誤説明により支払金額が変わることはない。
- (5) 今回の手術が、原発病巣に対する手術であると証明されれば「悪性新生物根治手術」を適用するが、そのための主治医に対する照会に対し申立人の協力が得られない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出のあった書面にもとづき審理を行い、和解の斡旋を行ったところ両当事者の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。